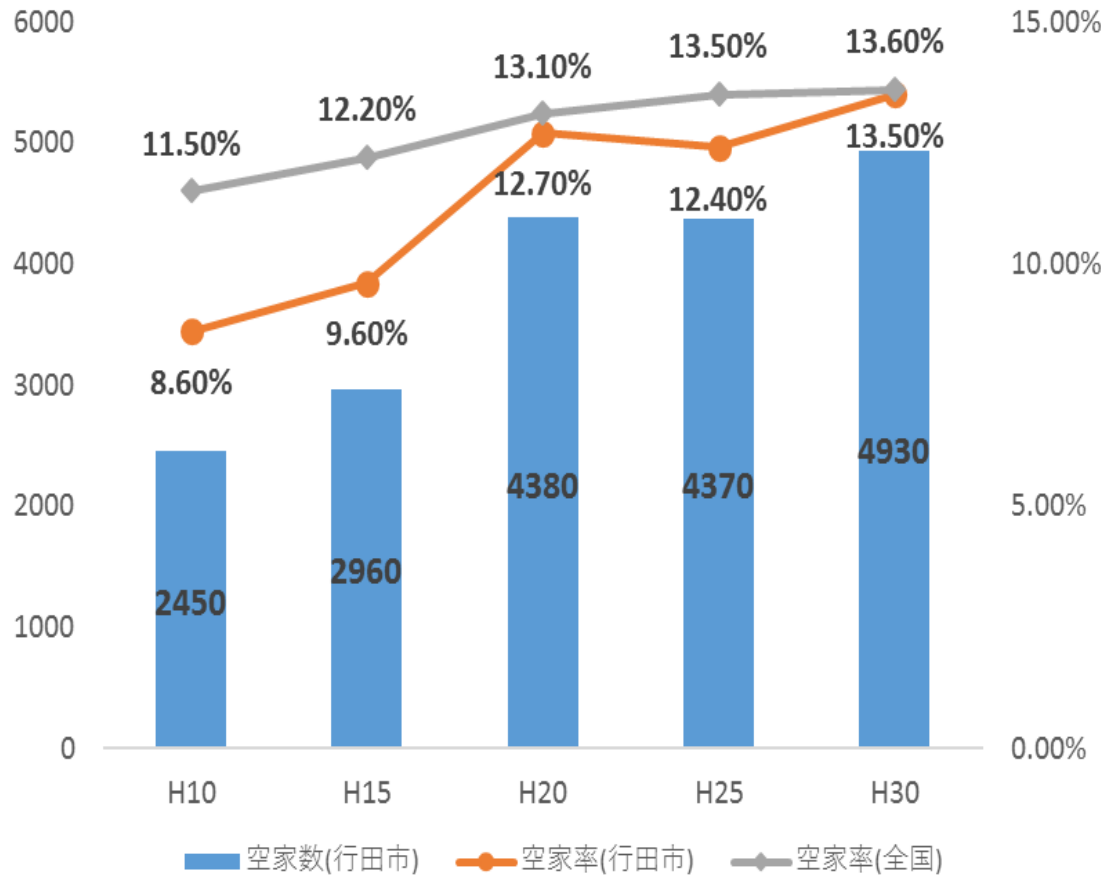


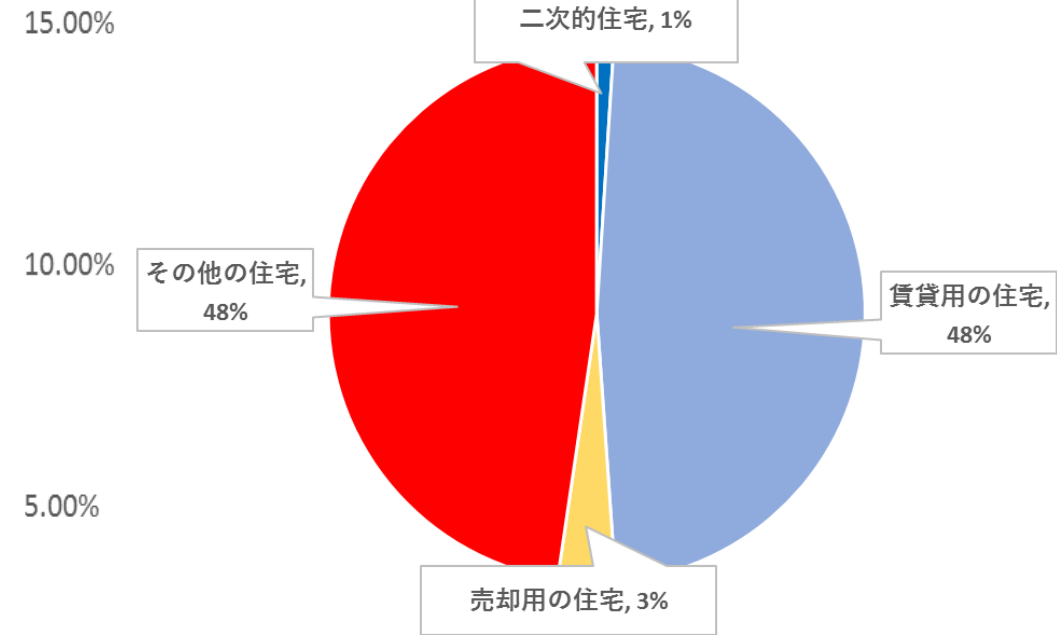
行田市の空き家の現状等について

空き家数及び空き家率の推移



『平成30年住宅・土地統計調査』(総務省統計局)

空き家の内訳(行田市)H30



※二次的住宅

別荘やたまに寝泊まりしている人がいる住宅

※賃貸用の住宅

賃貸のために空き家となっている住宅

※売却用の住宅

売却のために空き家となっている住宅

※その他の住宅

上記以外の空き家となっている住宅

行田市の空き家の現状等について

平成25年11月から平成26年7月	老朽空き家調査(第1次調査)	地域防犯委員と協働
平成26年4月から平成26年7月	老朽空き家調査(第2次調査)	市職員調査
平成26年6月	行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例	
平成27年2月	空き家情報の連絡に関する協定(自治会連合会)	
	空き家の適正管理に関する協定(シルバー人材センター)	
平成27年5月	空き家等対策の推進に関する特別措置法施行	
平成27年9月	行田市空家等対策協議会設置	
平成27年10月	老朽空き家等解体補助金制度の開始	
平成29年3月	行田市空家等対策計画の策定	
平成29年4月	空家等総合相談窓口の設置	
平成29年10月	空き家等バンク制度の運用開始	
平成30年1月から令和元年12月	老朽空き家調査(第3次調査)	市職員調査

行田市の空き家の現状等について

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
問題空き家総数	226件	261件	481件	503件
指導中の空き家	155件	170件	352件	248件
改善された空き家	71件	91件	129件	255件

管理番号
行田市 〇〇〇〇〇
令和 〇 月 〇 日

〒000-0000
行田市〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇

行田市 〇〇〇〇〇
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

建築物等の適正な管理について

・・・行田市の空き家の適正な管理に関する条例第〇条の規定に基づき指導・・・
・・・行田市空き家の適正な管理に関する条例第〇条の規定に基づき指導・・・

皆様、本市の建築物にご案内いただき、ありがとうございます。
さて、**種別管理**を実施する建築物につきましては、次のとおり色分けがなされています。
つきましては、ご承知のこととはなりますが、空き家に関する適正な管理をお願いするとともに、今後の
空き家の管理方針についてご説明するため、下記内容までご連絡をお願いします。
なお、本市では、平成28年10月より、『行田市空き家等バンク』を開始し、市と協定を締結した地産地消
事業者等に対して無料で空き家の活用相談を行うことができますので、お気軽にお問い合わせください。
今後とも建築物等の適正な管理に際して、ご協働とご協力をお願いいたします。

1. 建築物の所在地 行田市〇〇〇〇〇

2. 適正管理をお願いする事項

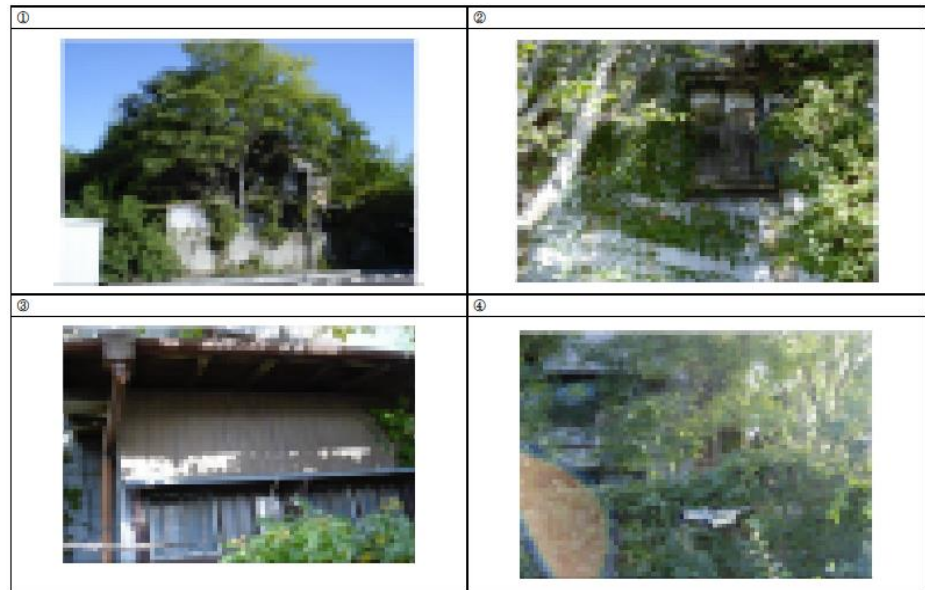
建築物の状況	対応状況
管理が滞りしている。	〇
所有者が不明になっている。	〇
築年が経過している。	〇
その他	〇

※本通知は、下掲適正な管理事項又は適正な管理方針等一項目が特に指摘されている方に送付してあります。
その他の場合は、当該「状況」等により、対応が異なる場合があります。大変お手数を御座います。
ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

住所 行田市健康福祉課福祉推進課 小・中・児童・生涯（電話 048-526-1222）
住所 行田市健康福祉課福祉推進課 成金・夏目・別荘（電話 048-526-3220）

『地方税法第349条の3の2』の規定により、『空き家対策の推進に関する特別
措置法』に基づく報告を受けた『特定空き家等に係る敷地』については、下表『特定空
家等々の住宅用地特例』の対象から除外されます。

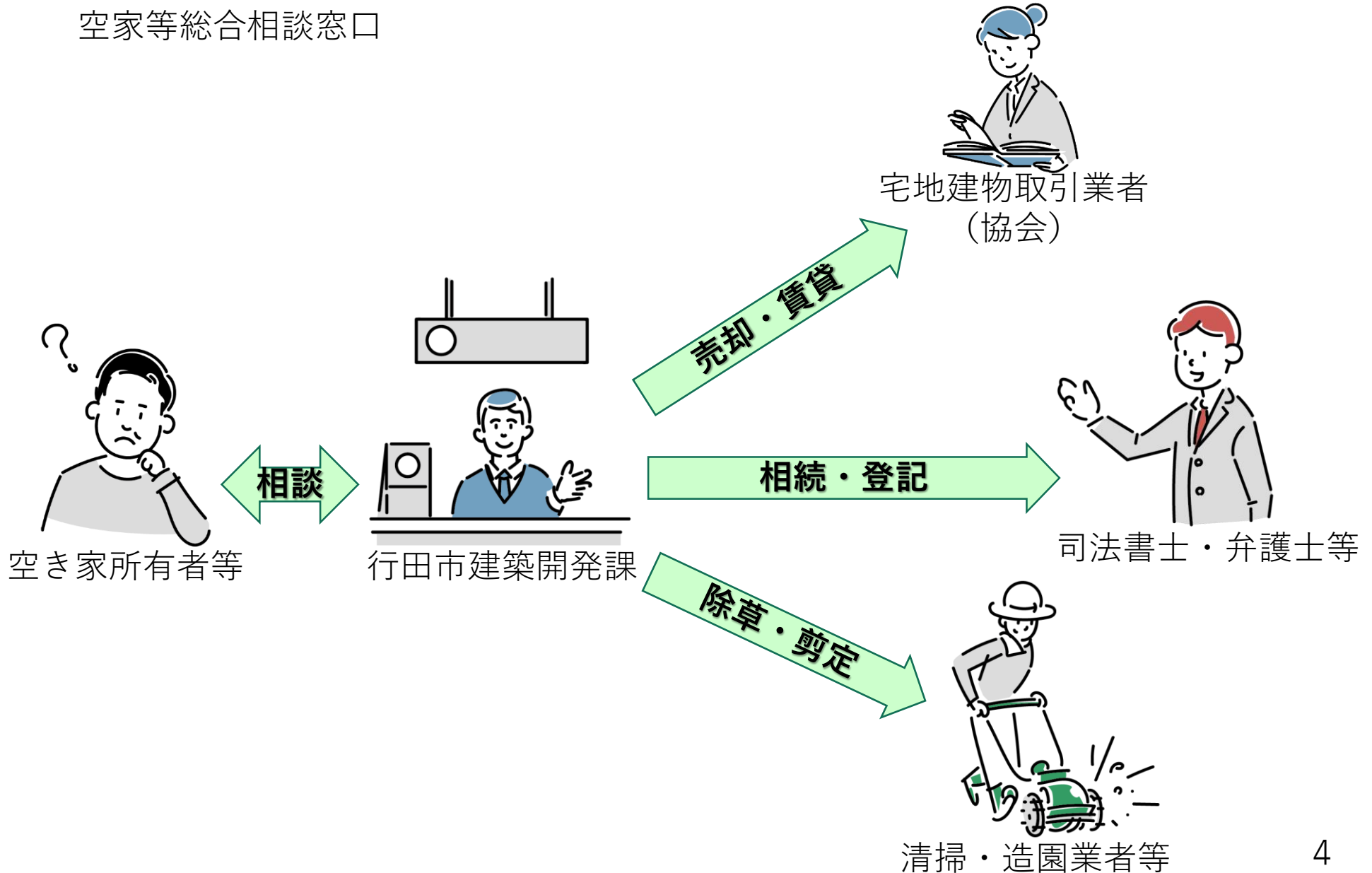
種別	特定空き家等々の住宅用地特例	
	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
特定空き家	評価額の 6分の1に減額	評価額の 3分の1に減額
都市計画街	評価額の 3分の1に減額	評価額の 3分の2に減額



管理番号 令和 年 月 日 () 現地確認

行田市の空き家の現状等について

空家等総合相談窓口



行田市の空き家の現状等について

行田市空き家等バンク制度

